

令和6年度運営指導の結果について

令和6年度において、市内2つの事業所に運営指導を実施しました。
主な指導内容は次のとおりとなります。

事業所運営における指導内容

- ・運営規程において、虐待の防止に関する規定が改正されていない事案がありました。「虐待防止委員会」及び「指針の整備」等の文言を追記するよう指導しました。

【規定例】

(虐待防止に関する事項)

第〇〇条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

- ・虐待防止研修及び身体拘束適正化研修について、年間の実施回数の認識誤りがありました。また、両研修とも一体的に実施できますが、別の研修となるためそれぞれ実施したことが明確にわかるように記録することを指導しました。

※サービス別の年間研修回数は、次のとおりです。

(研修は、動画視聴のスタイルでも差し支えありません。)

○地域密着型通所介護、○定期巡回・随時対応型訪問介護看護
(虐待防止研修) 年1回以上、新規採用時

○小規模多機能型居宅介護

(虐待防止研修) 年1回以上、新規採用時
(身体拘束適正化研修) 年2回以上、新規採用時

○認知症対応型共同生活介護、○地域密着型特別養護老人ホーム

(虐待防止研修) 年2回以上、新規採用時
(身体拘束適正化研修) 年2回以上、新規採用時

- ・地域密着型通所介護において、施設管理費・維持費は徴収できないことを指導。
- ※「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日老企第54号）」を確認ください。

介護サービス計画等の指導内容

- ・介護認定更新後にアセスメントの実施や介護サービス計画の更新ができていなかったケースがあり、計画の更新実施を指導する。
- ・介護認定更新後のケアプランが確認できなかったケースがあったため、居宅介護支援事業所から交付を受けて保管するよう指導する。